

東剣連発第 727 号
平成24年3月22日

理 事
監 事 殿
団体会長

一般財団法人 東京都剣道連盟
会 長 浅 野 直 道
(公印省略)

全日本剣道連盟評議員会および理事会での了承事項について

標記について、先般3月13日開催の全日本剣道連盟評議員会・理事会にて了承された事項3点について通知がありました。従って、添付書類を送付しますので周知徹底をお願いします。

添付書類2の「段位の受審資格における年齢基準について」は各団体にて開催する初二三段審査会要項の受審資格の記載には十分ご留意下さい。

なお、3「社会体育指導者資格初段の認定を受けた者に対する特別措置について」に関し、本連盟では平成24年11月開催の剣道五段審査会から適用致しますのでご承知下さい。

添付書類：「評議員会および理事会での了承事項について」
「木刀による剣道基本技稽古法審査上の着眼点」

以 上

平成24年3月16日

各都道府県剣道連盟
専務理事・理事長 殿

財団法人 全日本剣道連盟
専務理事 福本 修二

評議員会および理事会での了承事項について

標記の件について、先般3月13日開催の評議員会・理事会において、下記3点について了承いただきました。つきましては、本年4月1日以降できるだけ早い時期に実施できるよう、準備方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 木刀による剣道基本技稽古法審査上の着眼点について
級位審査における、木刀による剣道基本技稽古法の審査上の着眼点は、別紙のとおりとする。
各都道府県剣連におかれては、それぞれの実情に合わせ柔軟に活用されたい。
※ この着眼点は、「元立ち」「掛り手」双方に共通するものとする。
- 2 段位の受審資格における年齢基準について
段位の審査において、審査当日に当該段位の受審資格の満年齢に達した者は、受審資格あるものとする。
※ 従来、「審査前日」としていたものを、「審査当日」に変更することとする。
初段の審査当日に満13歳に達した者、八段の審査当日に満46歳に達した者など。
- 3 社会体育指導者資格初級の認定を受けた者に対する特例措置について
五段の受審者で社会体育指導者資格初級の認定を受けた者は、当該認定をもって五段審査の学科合格に替えるものとする。

【添付書類】

木刀による剣道基本技稽古法審査上の着眼点

以上

別 紙

平成24年3月13日

木刀による剣道基本技稽古法審査上の着眼点

- 1 礼法と作法
- 2 中段の構え
- 3 間合
- 4 足さばき
- 5 明確な発声
- 6 打突と残心